

# 『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生



vol.21

## 第21回 産業廃棄物排出事業者の責務。処理状況の確認その2 中級編



LISA

皆さん、こんにちは。今回は、排出事業者が義務付けられている「処理状況の確認」の話になり、もし、これを怠っていたら、どんな罰則があるの?ってところまででしたね。じゃ、先生、お願いします。

復習になるけど、廃棄物処理法には次の規定があるんですね。



BUN



でも、この条項については、罰則は無いんです。



LISA

ええー、前回から、これほど引っ張ってきて、何回も「重要だ」って言っておきながら、守ってなくても「お咎めなし」ってことですかあ。なんか気が抜けるなあ。

まてまて、罰則が無いからと言って、「お咎めがない」とは限らない。廃棄物処理法に限らず、たいていの法律では「罰則」の他に「行政処分」という制裁措置がある。

BUN



LISA

「行政処分」って許可取消とかでしょ? 受託者側の許可業者なら「許可取消」って制裁も分かるけど、排出事業者は許可持っていないんだから意味ないんじゃないの?

おっと、「行政処分」は許可取消だけじゃないよ。勧告、改善命令、措置命令といったものも行政処分の一つなんだ。今回関係するのは、「措置命令」だね。

BUN



LISA

措置命令ってなんですか?

措置命令と言うのは、「生活環境保全上の支障を除去せよ」というもんだね。不法投棄で言えば、「原状回復しなさい」といった命令になるよ。

BUN



LISA

この命令が、排出事業者も対象になるってこと?



そういうこと。措置命令もいくつかの条文があり、今回テーマにしている「処理状況の確認」を怠っているときの条文は、第19条の6に該当するね。この機会だからちょっと紹介しておこう。



第十九条の六（前略）生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（中略）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。



LISA

相手が許可業者で、しかも、契約通りの処理料金を支払っていて、マニフェストもきっちり書いて交付していたとしても、排出事業者は措置命令の対象になるってことですかあ。



これでも、この措置命令は「事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。」って、それなりに情状酌量しているんだよ。もし、契約書やマニフェストを法令通りにやっていない時は、第19条の5っていう別の措置命令になり、理屈としては行為者と同じ内容の措置命令の対象になるんだ。



LISA

えええ、ってことは、うちの会社は1トンしか委託していなくても、受託した業者が100トン不法投棄していたら、「100トン片付けろ」って措置命令もあり得るってことですか？



理屈としてはね。それに契約書やマニフェストを法令通りにやっていない時は、罰則もあるしね。たとえば、契約未締結は最高刑懲役3年、マニフェスト不交付は今回の法律改正で罰則をあげて最高刑懲役1年にした。「処理状況の確認」をやっていないときは罰則無しだし、「相当な範囲内のもの」と情状酌量しているので、その意味ではちょっとは軽いつてなるかな。



LISA

そんなこと言われてもなあ。そもそも、そんな業者に許可を出している行政だって責任があるんじゃないですか。

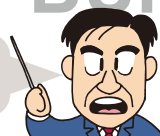


ぎくっ。元行政担当者としては痛いところだよな。まあ、そういうご意見もあり、近年の法令改正では、予防的な規定も整備してきているんだよ。



LISA

それは、どんなこと？



「ギブアップ通知」ってリサちゃんは知ってるかな？



LISA

すみません。初耳です。

BUN

正式名称を「処理困難通知」って言うんだけど、平成22年の改正で初めて制度化されたものなんだ。業者自らが、「私、もうダメです」って時に、排出事業者宛に発出ししなければならない通知なんだ。



LISA

産廃を受け入れたのはいいけど、処理できなくなりましたって通知ですか？

BUN

そう、いくつか条件があって、なんでもかんでも通知しなければならないってことじゃないけど、保管量を超過していて、改善命令をかけられちゃった時とかね。



LISA

それって、真面目な業者ならちゃんと発出するかも知れないけど、そもそも、改善命令をかけられるような業者ってまともな業者じゃないんじゃないの？そんな業者は、ルール通りに「私、ギブアップしました」なんて通知だすかなあ。

まあ、そういう要因もあるけど、この規定には罰則もあるから、該当しているのに通知しないときは、最悪、警察に捕まって牢屋行きってこともあり得る。だから、結構、発出しているみたいですよ。  
この制度は、今回の29年廃棄物処理法改正で、さらに厳しくなって、改善命令をかけられなくても、未処理の産業廃棄物がある状態で倒産や廃業、許可取消になった場合なども、ギブアップ通知の対象にしたんだよ。

BUN



LISA

ちなみに、万一、この「ギブアップ通知」を受け取る羽目になったら排出事業者はどんなことしなくちゃならないの？

マニフェストが期限内に返ってこなかった時と同じように、「処理状況の把握と適切な措置、知事への報告」が義務付けられているよ。

BUN



LISA

そうかあ。そう考えると、年に何回かは「現地確認」行って、自分の目で確認しておくのが、無難だなあって思えてきたわ。

前回、産業廃棄物の委託処理は親子の関係と似ているって話したけど、頼んだ業者がちゃんとやっていると、結局は排出者に責任は返ってくる。そう考えると、そもそも、委託する業者を自分の目でしっかり見定めて、頼んだ後も、ちゃんとやってくれるかなあと、「初めてのお使い」のときのおかあさん、おとうさんのように、陰から見守っている、そんな気持ちが「現地確認だ」と捉えておくといいのかもね。

BUN



LISA

その「現地確認」って具体的に何をどの程度確認したらいいんでしょうか？

じゃ、次回は、相当、難しい話になるかもしれないけど、「現地確認」について取り上げてみましょうか。

BUN



- 「処理状況の確認」をしていなくても罰則はないが、不適正事案になってしまった時は、措置命令の対象になる。
- 措置命令とは、「生活環境保全上の支障の除去」、具体的には原状回復など。
- その前段として「処理困難通知(ギブアップ通知)」制度がある。
- 万一、ギブアップ通知が来た場合は、「処理状況の把握と適切な措置、知事への報告」が義務付けられている。

### 今回の 練習問題



- 問1、排出事業者が措置命令の対象になるのは、どのような時でしょうか？
- 問2、「処理困難通知(ギブアップ通知)」はどのような時に発出されるのでしょうか？

答えは次回のメルマガで(ハハ)／

### 前回の問題の解答

問1、許可業者に委託契約書を締結し、マニフェストを交付して産業廃棄物を委託した場合は、それ以降の責任は受託した許可業者にあり、排出事業者の責任はなくなる。○か×か？

BUN見解／当然「×」です。今回、詳細に話したとおり、いくら契約書、マニフェストを規定通りに運用していたとしても、受託者が不法投棄等不適正処理を行った場合は、排出事業者は措置命令の対象になる場合も出てきます。

問2、現地確認が難しい場合、「処理状況の確認」方法として、どのような手段があるでしょうか？

BUN見解／環境省は平成23年2月4日の課長通知の中で、優良認定業者が行っているインターネット等による公開情報等により、間接的に確認する方法などを挙げています。